

参考資料

- 1 所得税青色申告決算書から消費税額を推計 P 1
- 2 適格請求書発行事業者の登録申請書 P 2～3
- 3 消費税簡易課税制度選択届出書 P 4

【所得税青色申告決算書から消費税額を推計】

1 原則（一般課税）

課税売上に係る 消費税額	589,000	①
-----------------	---------	---

6,480,000 ÷ 1.1 = 5,890,000 (千円未満切捨て)
5,890,000 × 10% = 589,000

課税仕入に係る 消費税額	115,182	②
-----------------	---------	---

(120,000 + 180,000 + 72,000 + 130,000 + 30,000 + 720,000 + 15,000) ÷ 1.1
= 1,151,818
↓ 接待交際費 180,000 - 50,000 (香典等)
1,151,818 × 10% = 115,182

消費税額	473,800	①-②
------	---------	-----

(百円未満切捨て)

2 簡易課税

消費税額	294,500
------	---------

589,000 - (589,000 × 50%)

平成 〇〇 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	札幌市中央区〇〇〇〇	氏名	〇〇〇〇	依頼税理士等	
事業所所在地	同上	電話番号	(自宅) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇 (事務所) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇	氏名(名簿)	
業種名	行政書士	届番号	〇〇〇〇	電話番号	

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 損益計算書 (自 〇 月 〇 日 至 〇 月 〇 日)

提出用 平成二十五年分以降用	売上		経費		所得	
	金額	控除	金額	控除	金額	控除
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	6,480,000		消耗品費	30,000	貸倒引当金	
期首商品棚卸高			減価償却費	320,000	貸倒引当金	
仕入金額(期首)			福利厚生費	30,000	計	
小計(②+③)			給料賃金	840,000	専従者給与	6,000,000
期末商品棚卸高			外注工賃		貸倒引当金	
差引金額(④-⑤)			特子割引料		計	600,000
差引金額(①-⑥)	6,480,000		地代家賃	720,000	青色申告特別控除額	329,800
租税公課		60,000	貸倒金		青色申告特別控除額	6,500,000
荷造運賃					所得金額	2,648,000
水道光熱費		120,000				
旅費交通費		180,000				
通信費		720,000				
広告宣伝費			雑費	15,000		
接待交際費		180,000	計	2,582,000		
損害保険料		10,000	差引金額			
修繕費		50,000	(⑦-⑧)	3,898,000		

※ 交際費には、祝金香典の50,000円を含む

消費税の控除対象 = 130,000円 (180,000 - 50,000)

出典：国税庁 所得税青色申告決算書（一般用）【平成 25 年分】

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 3年 11月 1日	申	(フリガナ)			
		住所又は居所 (法人の場合) <input checked="" type="checkbox"/> (法人の場合のみ公表されます)	(〒 -)		
	請	本店又は 主たる事務所の 所在地	(電話番号 - -)		
		(フリガナ)	サッポロシテイネクト		
04103 札幌西 税務署長殿	納	税 地	北海道札幌市手稲区		
		(フリガナ)			
	者	氏名又は名称	<input checked="" type="checkbox"/>		
		(フリガナ)	ギョウセイ タロウ		
	代表者氏名		行政太郎		
	法人番号				

この申請書に入力した次の事項 (印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 1 申請者の氏名又は名称
 - 2 法人 (人格のない社団等を除く。) にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- なお、上記 1 及び 2 のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に入力した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 15 号) 第 5 条の規定による改正後の消費税法第 57 条の 2 第 2 項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律 (平成 28 年法律第 15 号) 附則第 44 条第 1 項の規定により令和 5 年 9 月 30 日以前に提出するものです。

令和 5 年 3 月 31 日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30 日) までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和 5 年 10 月 1 日に登録されます。

事 業 者 区 分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、○をチェックしてください。	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者
※ 次葉「登録要件の確認」欄を入力してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も入力してください (詳しくはヘルプをご確認ください。)		
令和 5 年 3 月 31 日 (特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和 5 年 6 月 30 日) までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情		
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)	

本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織 (e-Tax) による通知を希望します。

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通 信 日 付 印 確	認
	入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	登録番号	T				

記載要領についてはヘルプを参照してください。

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書 (次葉)

氏名又は名称

行政太郎

該当する事業者の区分に応じ、□にチェックし入力してください。

免税事業者の
確認

令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	1234567.....		
事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	昭和40年12月1日	法人のみ入力
	事業内容	行政書士	
	事業年度	自 月 日	至 月 日
	資本金	円	

課税事業者の
確認

消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者

課税期間の初日
※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日
令和 5年 10月 1日

登録要件の
確認

課税事業者です。

※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者該当する場合は、「はい」をチェックしてください。

はい いいえ

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

はい いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい いいえ

参考事項

↑が「はい」の場合は
はチェック不要

◎ 課税事業者(令和3年分の課税売上1千万円超)

- ・申請書(1枚目)⇒申請者欄の記載、事業者区分の「課税事業者」にチェック
- ・次葉(2枚目)⇒登録要件の確認欄にチェック

◎ 免税事業者(令和3年分の課税売上1千万円以下)

- ・申請書(1枚目)⇒申請者欄の記載、事業者区分の「免税事業者」にチェック
- ・次葉(2枚目)⇒免税事業者確認欄の記載、登録要件の確認欄にチェック

消費税簡易課税制度選択届出書

収受印

令和 年 月 日	(フリガナ) 届納税地 (〒005-0000) 札幌市手稲区00 (電話番号011-682-0000)
出者 氏名又は 名称及び 代表者氏名 木村 西 税務署長殿	(フリガナ) キムラ セン タロウ 行政 太郎
法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。
 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第40条第1項の規定により
 消費税法第37条第1項に規定する簡易課税制度の適用を受けたいので、届出します。

① 適用開始課税期間	自 令和 5 年 1 月 1 日	至 令和 5 年 12 月 31 日
② ①の基準期間	自 平成 3 年 1 月 1 日	至 平成 3 年 12 月 31 日
③ ②の課税売上高	8800.000 円	

事業内容等 (事業の内容) 行政書士 (事業区分) 第5種事業

提出要件の確認

次のイ、ロ又はハの場合に該当する
 (「はい」の場合のみ、イ、ロ又はハの項目を記載してください。)

イ 消費税法第9条第4項の規定により課税事業者を選択している場合
 課税事業者となった日 平成 5 年 10 月 1 日
 課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい

ロ 消費税法第12条の2第1項に規定する「新設法人」又は同法第12条の3第1項に規定する「特定新規設立法人」に該当する(該当していた)場合
 設立年月日 平成 年 月 日
 基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っていない はい

ハ 消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合(同条第2項の規定の適用を受ける場合)
 A 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日
 この届出による①の「適用開始課税期間」は、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から、同日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい

B 仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。
 仕入れ等を行った課税期間の初日 平成 年 月 日
 建設等が完了した課税期間の初日 平成 年 月 日
 この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない はい

※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。
 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。
 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第36条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。

※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出書の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。

次のニ又はホのうち、いずれか該当する項目を記載してください。

ニ 平成28年改正法附則第40条第1項に規定する「困難な事情のある事業者」に該当する(ただし、上記イ又はロに記載の各課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等を行っている場合又はこの届出書を提出した日を含む課税期間がハに記載の各課税期間に該当する場合には、次の「ホ」により判定する。) はい

ホ 平成28年改正法附則第40条第2項に規定する「著しく困難な事情があるとき」に該当する(該当する場合は、以下に「著しく困難な事情」を記載してください。) はい

参考事項 28年改正令附則118による。

税理士署名 (電話番号 - -)

※税務署処理欄	整理番号	部門番号	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日
	通信日付印	確認	番号	確認				
	年 月 日							

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。